

Ⅱ－4 地域指定の状況

市町名	地方拠点都市地域	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域	過疎地域	豪雪地帯	特殊土じょう地帯指定地域	低開発地域工業開発地区	台風常襲地帯	東南海・南海地震防災対策推進地域	瀬戸内海環境保全地域	自然公園地域	県自然環境保全地域	高度技術産学連携地域	特定農山村地域	振興山村指定地域	農村地域工業等導入促進法の適用地域	農業振興地域	都市計画区域	宅地造成工事規制区域
広島市						▲		▲		○	▲	▲	○	▲	▲		▲	▲	▲
呉市	○	▲	▲	▲		○	▲		○	○	▲	▲	○	▲			▲	▲	▲
竹原市						○	○		○	○	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	▲
三原市		▲		▲		○	▲		○	○	▲	▲	○	▲	▲		○	▲	▲
尾道市	○	▲		▲		▲			○	○	▲	▲	○	▲			○	▲	▲
福山市	○	▲		▲		▲			○	○	▲	▲	○	▲			○	▲	▲
府中市	○			▲		▲				▲		▲	○	▲	▲	○	○	▲	▲
三次市				○	▲		▲				▲	▲	○	▲	▲	○	○	▲	▲
庄原市				○	▲		▲			▲	▲	▲	○	▲	▲	○	○	▲	
大竹市		▲				○		○		○	▲	▲	○		▲	○	○	▲	▲
東広島市				▲		○	○			▲	▲	▲	○	▲	▲		○	▲	▲
廿日市市				▲	▲	○		○		○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	▲
安芸高田市				○	▲	○	▲			▲		▲	○	▲	▲	○	○	▲	
江田島市	○	▲	○	○		○		▲		○	▲	▲		▲		○	○	▲	▲
府中町						○				○			○					○	▲
海田町						○				○			○					○	▲
熊野町						○				○			○			○	○	○	○
坂町						○				○	▲		○					○	▲
安芸太田町				○	▲	○		○		○	▲	▲		○	▲	○	○		
北広島町				○	○	○		○		▲	▲	▲		○	▲	○	○	▲	
大崎上島町		○		○		○				○	▲	▲		▲		○	○		
世羅町				○		○				▲		▲		▲	▲	○	○	▲	
神石高原町				○						▲	▲	▲		○	▲	○	○		
計	5市	6市1町	2市	11市5町	4市2町	12市8町	7市	4市2町	5市	13市9町	12市5町	14市5町	13市4町	13市5町	10市4町	8市6町	14市6町	14市6町	12市4町

(注) 1 参照資料：県地域政策局「地域指定等区分図」

2 ○は全部指定、▲は一部指定を示している。

3 農村地域工業等導入促進法の適用地域は、対象農村地域である。

4 都市計画区域は、市街化区域及び市街化調整区域が設定されている都市計画区域とその他の都市計画区域である。